構築物撤去費用対投資額比率	0.00266	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00126	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00081	—
試験研究費対直接費比率	0.03127	—
１回線当たり接続関連事務費	0.7	円／回線
１回線当たり専用型接続関連事務費	88.6	円／回線
１回線当たり専用回線管理運営費	4,969	円／回線
管理共通費比率	0.14344	—
専用型速度換算係数	248	—
専用型52M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2243	—
中継系交換回数比例比率	0.4518	—
経済的耐用年数		
交換機	23.6	年
伝送装置	14.3	年
き線点遠隔収容装置	18.9	年
無線伝送装置	6.6	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	24.9	年
地下メタルケーブル	33.9	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	56.9	年
中口径管路	56.9	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	56.9	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	6	年
監視設備（加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械）	6	年
監視設備（市外線路）	10	年
監視設備（市内線路）	13	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	9.8	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

2　総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

3　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5　附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十二年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。